

契約保証の種類

金銭的保証

保証手段	引受機関	内 容	契約書の契約保証金額の記載	根 拠
(1) 契約保証金の納付	-----	契約の締結に際して、受注者は契約保証金として契約金額の10分の1以上の現金を納付します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、納付された現金は県に帰属され、工事が完成した場合には受注者に返還されます。(銀行等の支払保証のある小切手による納付も同様に取扱います。)	納付金額	三重県会計規則第75条第1項
(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供	-----	契約の締結に際して、受注者は契約保証金として有価証券等(額面金額が契約金額の10分の1以上のもの)を提供します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、提供された有価証券等は県に帰属され、工事が完成した場合には受注者に返還されます。 [契約保証金に代わる主な有価証券等] 国債、地方債、政府の保証のある債権	納付すべき金額	三重県会計規則第75条第2項、会計規則運用方針第75条関係4ア
(3) 金融機関等の保証	前払金保証事業の保証事業会社	契約の締結に際して、受注者は保証事業会社の保証(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)を発注者に提供します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は損害金を当該保証事業会社に請求します。なお、この場合には、前払金保証契約の特約として取り扱われますので、前払金の保証と併せて契約する必要があります。	保証金額	三重県会計規則第75条第2項、会計規則運用方針第75条関係4イ
	銀行等	契約の締結に際して、受注者は銀行等の保証(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)を発注者に提供します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は損害金を当該金融機関等に請求します。 [認められる銀行等] 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年第195号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他の貯金の受け入れを行う組合	保証金額	三重県会計規則第75条第2項、会計規則運用方針第75条関係4イ
(4) 履行保証保険契約の締結	保険会社	契約の締結に際して、受注者は保険会社との間で、発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)し、当該保証保険に係る証券を発注者に提出します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は違約金を当該保険会社に請求します。	免除	三重県会計規則第75条第4項第1号
(5) 公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証	保険会社等	契約の締結に際して、受注者は保険会社等との間で、公共工事履行保証委託契約を締結(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)し、当該保証証券を発注者に提出します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は完成に要する費用を当該保険会社等に請求します。 [認められる保険会社等] 保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関	免除	三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号

役務的保証

保証手段	引受機関	内 容	契約書の契約保証金額の記載	根 拠
公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証	保険会社	発注者から役務的保証を要求された場合に限り、受注者は保険会社と公共事業履行保証委託契約を締結(保証金額が契約金額の10分の3以上で、かし担保特約を付したものに限る。)し、当該保証証券を発注者に提出します。工事が完成できない場合に、発注者は代替履行を当該保険会社に請求します。	免除	三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号